

<b>資 料</b>	<b>専用水道及び簡易専用水道に関する事務取扱の基準（案）</b> を制定することに伴う意見公募について	平成24年7月27日 水道部営業センター
------------	--	-------------------------

**■専用水道及び簡易専用水道に関する事務取扱の基準（案）を制定することに至った背景**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法（昭和32年法律第177号）の一部が改正され、これまで、都道府県知事の権限であった専用水道及び簡易専用水道に関する事務が市長に移譲されることとなりました。

これに伴い、江別市では、改正における対応について検討を進めており、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

**■専用水道及び簡易専用水道に関する事務取扱の基準（案）の概要**

専用水道及び簡易専用水道の事務移譲に伴い、法令で定まっていない必要な様式等について所要の整備を行う。

権限移譲事務の内容

No.	根拠法令(水道法)	内 容
1	34条1項で準用する 13条1項	専用水道の給水開始前の届出の受理
2	34条1項で準用する 24条の3第2項	専用水道管理業務の委託に係る届出の受理
3	32条	専用水道の布設工事着手前の確認
4	33条1項	専用水道確認申請書の受理
5	33条3項	専用水道確認申請の記載内容の変更に係る届出の受理
6	33条5項	専用水道の確認結果の通知
7	36条1項	専用水道の改善指示
8	36条2項	水道技術管理者の変更勧告（専用水道に係るものに限る。）
9	36条3項	簡易専用水道の清掃等の指示
10	37条	専用水道及び簡易専用水道の給水停止命令
11	39条2項	報告徴収及び立入検査（専用水道に係るもの。）
12	39条3項	報告徴収及び立入検査（簡易専用水道に係るもの。）

**■施行期日**

平成25年4月1日（予定）